

○裾野市既存住宅のし尿浄化槽付替え時の処理対象人員算定基準のただし書取扱要領

平成30年9月26日

訓令第13号

改正 令和元年10月3日訓令第3号

令和2年3月10日訓令第4号

(趣旨)

第1条 この要領は、日本産業規格で定める建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準(以下「JIS A 3302」という。)の建築用途別処理対象人員算定基準のただし書き(以下「JISただし書」という。)の適用にあたり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、建築基準法(昭和25年法律第201号)、浄化槽法(昭和58年法律第43号)及び浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令(昭和60年厚生省・建設省令第1号)に定めるところによる。

(手続)

第3条 既存の住宅に設置するし尿浄化槽について、JISただし書の適用を受けようとする者は、浄化槽設置届出書の提出にあわせて、JISただし書適用願(別記様式)を提出しなければならない。

(審査)

第4条 前条の申請内容が、次の各号に定める事項に適合する場合は、処理対象人員を5人とすることができる。

- (1) 建築物の用途がJIS A 3302表中の住宅であること。(既存の住宅の浄化槽の付替えの場合であって、建築基準法の確認申請を要しない場合に限る。)
- (2) 台所が2か所以上でかつ、浴室が2か所以上ある住宅でないこと。
- (3) 増築を伴う場合、増築部分に給排水設備がないこと。ただし、実質的な使用水量の増加が無い場合においては、この限りではない。
- (4) 実居住人員及び予定居住人員が5人以下であること。
- (5) 次のいずれかの方法により算定した予想水道等使用量が1日当たり1,000リットル以下であること。ただし、前号の実居住人員(居住人員の増加の予定がある場合は、予定居住人員)が3人以下の世帯の場合においては、この限りではない。

ア 水道のみを使用している場合は、年間最大水道使用量実績値とする。ただし、居住人員の増加の予定がある場合にあつては、年間最大水道使用量実績値を実居住人員で除した値に予定居住人員を、従前が汲取り便所の場合にあつては、年間最大水道使用量実績値に1.25を、それぞれの場合に応じて乗じて得た値とする。

イ 井戸水等を併用している場合、アの方法によるものとし、「年間最大水道使用量実績値」を「年間最大水道使用量実績値に年間最大井戸水等使用量実績値を加えた値」と読み替えて算定した値とする。

附 則

この訓令は、平成30年10月1日から施行する。

附 則(令和元年訓令第3号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(令和2年訓令第4号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。